米価下落局面の農業者支援と水田政策見直しへの対応

質問議員：吉川遂也

対象議会：2026年9月定例会 一般質問

議事の再開

【桂藤議長】

休憩前に引き続き会議を再開します。次の質問に移ります。吉川遂也議員。

1. 米価下落と第3期庄原市農業振興計画の指標・検証体制

吉川遂也議員

議席番号12番、会派未来の種、吉川でございます。今回は米価下落局面における農業者支援と令和9年度からの水田政策見直しへの対応についてお伺いいたします。

令和8年産の早期米概算金は前年産を2から4割下回り、本市の稲作農家においても大幅な減収は避けられません。住民税、国民健康保険税及び介護保険料は前年の所得を基準に算定されるため、過去最高であった所得に基づく賦課が、減収の現れる今まさに課されております。加えて国は令和8年6月、水田活用の直接支払い交付金を作物ごとの生産性向上への支援に転換する方針を示しております。制度の根本的な見直しが価格下落と同時に到来しております。

農業者もまた一人の経営者であり、自らの判断で経営を立していかなければいけない。この認識については人の差はないものと考えております。しかしながら、価格の乱高下は個々の経営判断では避けようのない領域であり、ここにこそ公的な関与の余地がある。求められるのは対症療法ではなく、経営者として自立できる環境を整えることであると考えます。こういった前提をもとに質問に入ります。

1．本年3月に策定した第3期庄原市農業振興計画は、販売金額1000万円以上の経営体の割合を19%以上へ、市農林振興公社の作業受託面積を1500ヘクタールへ拡大することを目標に掲げておられます。いずれも規模拡大等設備投資を前提としますが、借入金の元本返済は必要経費とならず、米価下落は帳簿上の損益以上に資金繰りを圧迫します。また、資材費等の上昇分を作業受託料金に転嫁できなければ、受託事業者がその差を負担することとなります。

計画初年度においてこれら指標を支える前提が揺らいでいるとの認識はあるか。その上で、認定農業者、集落営農法人及び農作業受託事業者の経営状況の実態を把握し、指標の進捗管理と検証の体制を明確にすべきと考えますが、市長の見解を伺います。以降の質問は質問席で行います。

【桂藤議長】

答弁、市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。米価の下落や生産資材価格の高騰は、稲作経営の収益や資金繰りに影響を及ぼすと認識しております。特に昨年の米価高騰に伴い設備投資を行った経営体の借入金返済や、農作業の受託事業においても、コスト上昇分を受託料金へ十分に転嫁できない場合、経営が厳しくなることが懸念されます。

議員に御指摘の第3期庄原市農業振興計画の目標指標である販売金額1000万円以上の経営体の割合19%以上につきましては、あくまで認定農業者の農業経営改善計画に定める販売金額の目標設定と、これの達成を目指すものでございます。米の販売額につきましては、昨年度の特殊な米価高騰を反映するものではなく、これまでの米価の動向と、それぞれの経営体の販売方法により、今後の価格を算定し、目標を設定しております。

また、庄原市農林振興公社の受託面積1500ヘクタールにつきましては、今後、農業者が賄えない農作業が増加することを踏まえ、ニーズに応えるため設定したものであり、様々な対策については市が関与していく必要があると考えております。

こうしたことから、農業振興計画の目標指標が直ちに見直しを要する状況にあるとは考えておりません。むしろ短期的な米価の変動に可能な限り左右されず、安定経営ができる経営体を育成することが重要であり、そのための施策を着実に展開することで、目標指標の達成につなげてまいります。

なお、計画に掲げた指標の進捗については、定期的に点検・検証を行う必要があると考えており、特に認定農業者の農業経営改善計画の進捗状況の確認や指導を的確に行われるよう、JAや県等の関係団体と連携し、点検・検証体制の構築に向けた調整を進めているところでございます。

吉川遂也議員

振興計画の内容について変更する必要というのは特に今はない。当然、昨年度の米価特異点であるというふうに認識されている。私もそのように感じております。しかしながら、今回問題にしているのは、価格が乱高下することの影響、これをまさに農業者が全て引き受けなければいけない状況というのが今後非常に影響が大きくなってくるという課題を、市としてどのように対応できるかというところを探るための一般質問と捉えていただければと思います。

通告の後に米の価格、概算金が出たので一応お示しをしますと、今年度のコシヒカリの一等米は7800円になろうと。概算金ですが、おそらくその辺で推移すると思います。昨年度は13000円であった。これはすべて30キロの金額ですが、令和6年度も忘れているかもしれませんが8500円でした。令和5年度6550円でした。昨年度を除けば緩やかな上昇から、問題は令和6年度から比べても令和8年度はさらに下がっているという点だと思います。その間、物価高騰、エネルギー価格の高騰等を踏まえて、農業者の経営は非常に難しくなりつつあるところで、今回在庫の状況から、また価格が体感的には非常に下がっている。前年から言うと4割ぐらいですが、体感的にはかなり下がったような感覚があるのではないかというふうに思います。

再質問として、一つまずお伺いするのは、計画の中間年の目標、令和11年ですけれども、1000万以上の形態、割合8%以上目標にされておられる。これが今4.7%です。これから3年間、どうやってここの1000万まで引き上げる政策をもちか検討されているか、お伺いしたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。この1000万の達成をどのようにやっていくかというご質問ですけれども、基本的には認定農業者の、先ほど市長の答弁にもありました農業経営改善計画の目標をまず1000万以上に設定をするというところが基本になってくると思います。

ただ、今現在認定農業者は220人余りおりますけれども、その中で1000万以上の目標値をされている方もかなり数的にはいらっしゃいます。ただ、5年の計画の中でそれぞれ開始年度が違うので達成年度も違うんですけれども、今の計画の進捗状況が人によって、経営体によって違うというところを、実は細かく検証してできていないという実態がございますので、先ほどの市長の答弁にもございましたように、関係機関と連携をして、そういった5年後だけを見るのではなくて、その計画が計画通りに進んでいくかどうかというのを検証する、どのような形で検証するかというのも含めて少し考えていかなくてはならない。それによって状況が非常に計画通りにいっていないという場合には、どういった支援あるいは指導をしていくというところをやっていって、5年後には先ほどの数字をクリアをするようということで進めていければと考えております。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

計画的に認定農業者の方の収入が増えていくということが、姿が望ましい。私もそのように思いますが、先ほど来言うように、資材の価格の高騰であるとか、それとか米の価格がこのような乱高下をするとかということを考えますと、安定的な経営を、5年先10年先を見据えた経営というのが、判断がなかなかそのとそのとつの難しい年があるのではないか。とりわけ今年が、今からそういった話をしますけれども、とりわけ今年については非常に経営判断が必要な、重要な経営判断が必要な年になる。今年度に向けて、来年の作付けに向けてということが私は想定しましたので、それを皆さんと一緒に課題を見つけて、それを解決するためにどのような方策があるか、あるいは農業者の方、あるいは市民の方に情報をどのように発信するかという観点で話を進めていきたいと思います。

昨年の、第一答弁にもありましたが、昨年の収入が増えたという局面で、かなり多くの農業者の方が設備投資に舵を切られた場面がありました。12月末までに携帯を買おうと思ったり、トラクターを買おうと思ったり、本当は200万のトラクターでいいところがないのが400万になり500万になり、今年は儲かったけどこれでええわ思うても、500万の範囲をしてしまいましたら、もう設備投資の費金額というのは10年くらいかけて減価償却をしていくわけですけれども、これが非常に経営にまた今後大きく負担としてのしかかる。今年度は単純に言えば収入が4割減るわけですから、そういったものは返していかなければいけない金額として非常に負担になってくるのではないかということを懸念しております。

そういった相談もあるかと思いますし、そういった負担感もあろうかと思います。今のところ相談はあるかないかは分かりませんが、この秋に収穫を終えて収入が大体見通しが立ったときに、非常にこれ

はお金を返せんぞというようなことになりかねないなというふうにも心配をするわけですが、そういった認識、教育の問題、課題の認識があるかどうかは一つ伺いたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。かなり今年度ですね、昨年度あたりから特に農業振興計画の3期作成とともに補助事業も見直しておりまして、かなりの方、去年までは割と予算に対しても全額執行というようなところもなかったんですけれども、今年度につきましてはかなり多くの方が申請をされております。

その中でもちろん、先ほど言いました農業経営改善計画に基づく導入という部分が基本ですから、そこを見るわけですけれども、これまでなかなか導入年度になかなか入れられない、後ろ側を引き取るというような形態もございましたが、去年の米の価格、あるいはそのようにできていないところについては今年度入れられるというようなところもございました。合わせて国の事業を取ったりとかいうところの、なかなか国の事業をさえたくならないんですけれども、そういったところでしっかり設備としたいという声もございました。

ただ、やはりそういった事業を進める中で、どの事業もそれを入れた以降の経営がどうなるのかという部分は精査をした上で採択をするというルールになっておりますので、特に国の方につきましては、かなり先の経営までということになりますと、昨年の米の価格を反映したものではなくて、一番安かった時期の、そこを直接使うわけではございませんが、そういったところでの今後の積算をした上で経営が続けられるかどうか、この機械を入れても施設を整備してもいいかというところを精査をして採択をされるという流れになりますので、単市の補助事業につきましてはそこまでちょっと突き詰めてはしない部分もございますが、経営について大きい事業を入れるときには、そこも含めて検討した上で決定をするというのができております。

中にはやはり現金があると、補助事業がなくても設備投資をするというところもございましたかもしれませんが、全てをちょっと把握していないところもございますので、そういったこの先どうしようかという相談は、直接的には受けたところはございません。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

いきなり今年収入が4割減るということは、おそらく去年の段階でほとんど誰も想像できないような状況なのかなというふうに思います。悪いかとかそういうことを今更聞いてもどうにもならない問題なので。マスコミがないんじゃないかというようなところも報道されること、消費者の方が価格が高すぎるというところで備蓄米の放出をされた、そういったところの全ての関連で、今の令和8年6年度末で243万トンですかね、全国で在庫が余っていると。昨年でいうと令和7年の6月末でしたら156万トン、ちょっとないんじゃないかと言いながらも156万トン。今年はそれ以上。例年150万トンぐらいが在庫量として令和6月末ぐらいというのが大体出てくる数字のようですが、今年の6月末の在庫量は非常に

90万トンあるいは100万トンに近い過剰な在庫量があるという。値段が安くなるのも当然という風な流れになろうかと思います。

一つ、先ほどお話を出しました公社の作業受託についてもお伺いしておきたいと思います。公社の作業受託料、最低賃金の関係もありましょうし、徐々に上がってきているものだと思いますが、今年度もそのように少しは物価高騰の影響で上がっていくものと考えますが、農業委員会が策定された作業受託料、近年上がってきている傾向にあるのかどうかだけお伺いしたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。作業料の件ですけれども、実は標準の作業料、農業委員会の方も非常にダースの具合をしておりまして、今の物価高騰も当然ありますし、近隣の状況がいろいろ違うと。それから実際市内の民間の作業料もいろいろ差がある。それから非常に資材についても頻繁に価格が変わるという中で、一つに収めるのはなかなか難しいということで、実は示していない。

公社の作業料につきましては、やはり民間の作業料よりも安くするとみんなそちらの方に行っちゃうということで、基本的には受け手のない作業を受けるというところにはしておりますけれども、そういったところで言いますと、やっぱり作業料は高くなるのも自然ではございますけど、やはりなかなか受けていないところを大きな高い価格で作業するっていうのもなかなかされないというところもございますので、基本的には、ちょっと今年は別ですけれども、今までは標準の作業の参考にさせてもらったというようなことでございますが、昨年度につきまして若干資材高騰がありまして、作業を上げさせてもらったという実態がございます。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

米の値段が上がっている局面であれば問題はないんですよね。米が上がっているので、頼んで今まで10万円かかっていたところが12万円になろうが、米の売上が50万円あれば十分これで支払いもできるし、頼んで、うちの条件が悪い田んぼでもね、公社に頼めばやってくれるじゃろうというような安心感の中で、これは公社の引き受ける面積が増えていくスキームに乗ると思うんですね。

ですが、米の値段が下がってくる、あるいはすごく下がっているわけではないですが、そんなに上昇しない、今年に限っては4割減ですが、そういった局面においては、これは米を売っても70万にしかならんが下げよりは60万になっていると。これはやってもこの田んぼはもう作れんなという判断になって、不作地が増えるというのが自然な流れかなというふうに思います。こうなると公社の設定しておられる目標のヘクタール未達になる可能性は高くなりますし、さらに最悪は不作地が増えてくるという可能性があろうかと思います。

そういった見立てはされた上で、作業料というのはどっちも二律相反なんで、どっちを立てればどっちかが落ちるということは間違いなんですが、そこをうまくバランスをとった価格設定というのが必要

なのかなというふうに思いますが、そのようなところで悩まれているような、先ほどの答弁もありましたが、もう一度そのような観点で、今後公社の受託面積をどのように増やす計画があるか、お聞かせいただければと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。どのように作業面積を増やすかということでございますけれども、一つは先ほど言われたように、作業できない農家さん、経営者の方が増えてくるというところを受けていかなくてはならないというところです。作業料につきましては、当然ずっと赤字でもう全部手足りであるよということも、公社としてもなかなかできにくいという状況で、実は米の価格が上がる下がる、今回特に去年、一昨年か今年比べますと、去年が非常に高かったというところもあって、下がったり上がったりというような状況は実態としてあります。

ただ、昨年度国が示した食料農業農村基本法であるとか食料システム法によって、最低の生産コストについてはコスト指標を示した上で、それを最終的に消費者が、要するに価格転嫁していくというところを示されております。ただ、今回の米の概算金のように、生産があるので分かりませんが、そのコスト指標も終わってきたというような状況で、コスト指標そのものは当然そこの作業料も含めて、作業料等を勘案して示されたものですから、それがないとなかなか作業料を委託するにしても出てこないというような状況もあると思います。

当然そこは今後国がどう示してどう動くかというのも当然ありますし、また概算金、生産金、JA、広島の方がどう考えているかというところもございますので、そういったところは今後話をしていかなくてはならないんですが、やはり指標というのは経費について積算して出したものですから、当然その額が入ってこないと委託を出すシステムは非常に厳しい。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

先ほど答弁いただいたコスト指標という話になりますと、標準的なコストとしては60キロあたり2万600円だったと思いますけれども、30キロあたりで釣ると1万円を下回ることはないと。それに対して今年度の概算金が7800円ということになりますと、すでにコスト割れしている状況が明らかです。この中で受託料を計算してやるとなると、どなたかが負担分が増えてくる。これが市が持つのか、受託者が持つのか、依頼者が持つのかというような話になってきて、問題としては、コスト価格というのが庄原市においては明らかになっていないというか、計算されたことがないのだろうというふうに思いますが、庄原市において生産コスト、県と農協あるいはそういった関係団体とコスト指標について算出されたことがあるか、あるいは今後する予定があるか、お伺いしたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。市あるいは税等も含めてでしょうけれども、そういったところでのコスト指標という部分は今までも出してきておりません。というのか、実は過去には県が出した経営指標というような指標もございましたが、あまりにも状況が頻繁に変わるものですから、固定をするのがなかなか難しいというのが実態あります。

先ほど言いました国が示したコスト指標につきましても、これはあくまで国が出したもので、全国的な平均的な話でございますので、それが庄原市でぴったりこれだけあればできるのかというところになると、ちょっともうちょっと詳細な検討が要るのかなとは思っております。

2. 収入保険への加入促進と掛金等への助成

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

それでは次の質問に移ります。

収入保険は価格低下による収入減少も保障する制度であり、保険料には50%、積立金には75%の国庫補助が措置されています。加入には青色申告の実績を要し、令和9年1月からの保険期間に加入するには、令和8年11月末までに申請しなければなりません。令和7年度において全国397の地方公共団体が保険料等を補助しており、県内でも安芸太田町、世羅町及び神石高原町が実施していますが、本市は実施していません。

市内における加入状況を示された上で、青色申告への移行支援と、財源の確保を含めた掛け金等への助成により加入促進に取り組むべきと考えますが、市長の見解を伺います。

【桂藤議長】

答弁、市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。農産物価格の変動や気候変動、資材価格の高騰など経営リスクが増す中、国の収入保険は、収量減だけでなく販売価格低下による収入の減少も保証対象とする制度であり、保険料の2分の1、積立金の4分の3に国庫補助がある点からも、経営安定に資する重要な仕組みであると認識しております。

本市における令和7年の収入保険の加入件数は222件で、増加の傾向となっております。収入保険の加入窓口は農業共済組合であり、毎年3月の経営所得安定対策説明会等でパンフレットを配布し、制度内容や手続きの周知を図っております。さらに青色申告に移行する必要がある方には、農業経営の安定化に有効な制度であることを認知されるよう、農業共済組合とともに取り組んでいきたいと考えております。

なお、掛金への市独自助成につきましては、国が支援している保険制度であることや、財源確保などの課題があることから、他自治体の取り組みも参考に慎重に検討する必要があると考えております。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

収入保険でありますので、非常にこれは各基金も高額になる場合もあるし、それぞれなんですが、これはこういった4割も収入が減るような状況を支えてくれる非常に有効な保険であると考えております。

今まで周知の方法として、3月の再選挙のときですかね、説明会のときに収入保険、農済の説明も紙であったというふうには答弁がありましたけれども、単純に農業者として紙を見てこの重要性にどんだけの人が気づいているのかと。あるいは青色申告の重要性にどれだけの人が気づいているのかということを疑問に思うところであります。青色申告の重要性というところは、今後この後少し触れますけれども、収入保険、農産への紙で一つ説明する、これで事足りているというふうにお考えかどうか、お伺いしたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。先ほどの答弁の中で、3月の説明会で配布をして説明をするということで、この収入保険が平成元年から、令和元年から始まっておりますけれども、当初やはりどういう制度かわからないというところで、始める前にはそういったところでは詳しく話をさせてもらったんですけれども、なかなか周知が進まないという実態がございました。

農業共済としては当然しっかり加入していく、進めていくという方向性を持っておりましたので、いろんな、例えば生産組合の会議の場であるとか、いろんな地元へ降りて推進をしていくというところをやってきた上で、特に認定農業者の方については個別に話をしてきたということを聞いております。

あまり行政直接、収入保険について農家それぞれ周知をするということはしておりませんが、共済組合の方ではそういった動きもされたという中で、かなり、先ほどありました222人まで加入ができておりまして、共済組合が把握をしております認定農業者の中でも、大型な、青色申告されている方については、おおよそ加入ができたんじゃないかなという認識をしております。

今後は新たに農業を始められる方であるとか、青色申告されていない方についてあげることができれば。なかなか全ての方で細かい状況を把握できとるという状況でないので、あとはそういった話の中でピックアップして進めていければということで考えております。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

なかなか周知、大型農業者の方については、ある程度の数字があるというところで、当然そういった方については、税理士の方あるいはそういった専門家の、会計の専門家の方の知見を入れながらの経営をされているところが多いと思いますので、そういったところは安心かなというふうには思います。一方で心配するのは、昨年度の売上が急に上がって、中型ですかね、中型の業者といいますか、1000万を超えてきた方、今年度についてはどうしようかというところの方の心配を一つとしておこうかなというふうに思います。

収入保険の、先ほどの答弁の中で、大事なのはやっぱり手元資金が十分ないと来年度の経営に向けてはなかなか難しいかなというところを踏まえて質問をいたしますが、昨年度の売上が1000万を超えた事業者の方、消費税の支払い事業者になろうかと思います。消費税の支払い事業者になるのは来年、令和9年からというふうに思います。

消費税の事業者になった場合には、簡易課税方式か本則課税かという二択を取って、事業申請を、税金の払い方を申請する。もう一つは、インボイスというのを取るか取らないかというところも判断をしなければいけない。昨年度売上が1000万を超えた方、今までは超えていない方は、そういったところの判断をしなければいけません。

さらに一つプラスするということになりますと、来年、今、高市内閣が政策で出しておられます、食料については消費税を1%にするとという政策が、今後法律が成立される可能性があるというところを踏まえますと、今までは10%の資材を購入して8%の消費食品を売った場合には、2%ぐらいしか、要は経費にかかる消費税、還付される可能性のある消費税というのはその2%でしたが、今年度からは、来年度、令和9年からは、これが燃料あるいは資材は消費税10%で買いますが、販売にかかって預かる消費税は1%になるというところで、9%の消費税の差額分が生まれると。本則課税であれば、その9%の差額を消費税還付という形で返ってくる可能性があります。ただし、インボイスの登録をされると、本則課税でも簡易課税でも返ってこないと。簡易課税方式の方は消費税還付は返ってこないという仕組みがあります。

そういったところを今後、もしこれは国の制度ですから、市へどうこせというわけではないです。一番大事なのは、こういったことがあるということを市民の方が知り、あるいは昨年1000万超えて税金を払うのに消費税をどうすりゃいいんだろうかという相談があったときに、こういうことは、私は原則本則課税の方が、これは消費税還付もあるし有利だというふうに。その期限が来年の、今年の12月いっぱいだというふうに聞いております。そのまでに、来年の消費税の支払い事業者がどういった方式で消費税を支払う方が有利かなという相談がある可能性を踏まえて、対応ができるか、お伺いしておきたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、税務収納課長。

【税務収納課長】

それでは消費税に関するご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、消費税につきましては、課税基準期間が前々年の売上に対して課税がされるということで、令和7年の売上が1000万を超えた場合、令和9年の課税の対象となります。

課税方式につきましては、先ほど言われましたとおり、本則課税に基づくもの、また簡易課税に基づく簡易な計算によるものがございます。簡易課税で行う場合には、実施をされる前年、7年の所属であれば、令和8年中に届出をしておく必要があるということがございます。

今、消費税の方が、国において食料品を1%にするというようなことがございますので、実際に本則課税の方が有利になる可能性というのは、場合によってはあろうかと思います。国においても、その辺の制度改正については現在検討はされているようではございますが、詳しい情報は出てきておりません。詳しくは国税ということなので、税務省の方にの対応ということになろうかと思いますので、市の方へ相談がありました場合には、その辺も踏まえて、全部市の方へ案内をするというような対応になろうかと思います。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

非常に難しい状況なんです、今年。去年の売上が上がったばかりんじゃないですけど、非常にいいことだったんですが、これを目指して農業振興課の皆さん一生懸命頑張って米の価格を上げてこられた成果が出たものと思いますが、非常に難しい経営判断をしなければいけない年なんです、今年は。

例えば今年逆に赤字になった場合、前年度の所得税を取り戻すことができる制度もあります。これはですね、青色申告をしていなければいけないというのが前提条件なんですけれども、そういったもので純損失の繰り戻し還付というような制度もありますし、非常に今、農業者の方が困っておられて、どういう制度を使えば有利になるかということを本当に真剣に考えないと、来年の作付けができないような状況にある可能性があります。

ですから、これは農業振興課だけじゃなくて、全部局とは言いませんが、市を挙げて生産者の方がどうやれば来年度しっかりとした農業計画が立てれるかという、今非常に大きなターンになってきているというふうに思いますので、そういったつもりで急に税務官に聞きましたけれども、そういったところにも話が飛ぶ可能性のある農業政策になっているというところを認識していただいて、話を進めたいというふうに思います。

3. 新たな水田政策への対応

吉川遂也議員

では次の質問に移ります。

国が示した新たな水田政策では、水田活用の直接支払い交付金は収量に応じた面積払いへ転換され、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援を行わないこととされました。また、産地交付金には目標の達成度合いが配分に反映される見込みであります。収量を基準とする支援は、中山間地域を多く抱える本市にとって構造的に不利に働く恐れがあります。

制度設計に対する本市の課題認識はどうか。国及び県への意見を反映させる考えと合わせ、地域農業再生協議会においていつ検討し、いつ農業者へ周知するのかを示すべきと考えますが、市長の見解を

伺います。

【桂藤議長】

答弁、市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。国は令和8年6月、水田政策の見直しとして、水田活用の直接支払い交付金を作物ごとの生産性向上への支援へ転換する方針を示し、収量に応じた支援の導入や基準単収を一定以上下回る場合の取扱い、産地交付金への目標達成度合いの反映等が見込まれております。

新たな水田政策における収量に応じた支援につきましては、地域ごとに基準単収を設けることで地域の実情が考慮される見込みでありますが、一方で、鳥獣被害等の影響による収量低下などの対応、地理的条件による生産コストの負担が重いなど、構造的に不利となる懸念があることは議員ご指摘のとおりでございます。

現在国から示されているものは制度の概要であり、具体的な制度内容や運用が示され次第、庄原市地域農業再生協議会において農家に与える影響と対応を検討し、現場の課題を取りまとめて、必要に応じ国・県へ提案してまいります。

また、農業者への周知につきましては、例年3月に説明会を行っているところでございますが、大幅な改正となることから早期の周知が必要と考えており、制度内容を早期に示すよう国に働きかけるとともに、速やかに支援内容を決定し、情報提供する予定でございます。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

対応としてはそのようになるのかなと思いますが、今年に限ってはあまり悠長なことは言っていられない状況があるということをお示ししたいと思います。

昨年は米が足らないだろうということで、何にしても食用コシヒカリを作ろうというところで、転作が米に変換されて米を増やした。増産体制、小泉さんが農水省のときには米を増やしますというふうな方向が出たことも影響するのか分かりませんが、そういったところで米を増産体制というところで、検索を考えなくとも米を作ればいいという頭になったのかなと、農業者の方はと思います。

今年については、先ほど言いましたように、水活の体制が全く変わってくる。さらに補助金は、米を売っても安いままじゃ何を作れんじゃなくて、私は何を作ろうか、WCSを作った方がいいんじゃろうか、何を作った方がいいんじゃろうか、飼料用トウモロコシを作った方がいいんじゃろうか、相談があると思います。どのように返答されますか。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。何を作ったらいいかということでございますが、今の段階ではちょっとはっきり、どういう作物がいいとかいう部分につきましては、今までありました水田活用の交付金等がなくてもその経営ができるという部分で判断をせざるを得るのかなと思っていますが、まず、どういった形で概略が示されたんですけれども、内容がわからないという部分は、取り組み内容がわからないということで。

形としてはですね、今までありました水田活用の交付金と、その中にある産地交付金につきましては、おおよそ同じ形、内容についてはですね。ただ、生産性向上の取り組みをせないけんとか、あるいは産地交付金については、今まで県段階あるいは市段階でそれぞれの振興のために設定をしておりました内容がそのまま使えるかどうかというところはわからないということでございますが、あくまで振興していくという部分は、それぞれの県なり市の立場で変わりませんので、そこは大きく品目としては変わらないだろうという思いは持っています。

ただ、いつごろこれが示されるかという部分は、国の方へも伺っているんですけれども、なかなかいつというところが示されません。先ほど言われましたように、作付けが始まります準備も当然ございますので、年内めどにという話はしておりますが、それも今までの農水省のスケジュールを見ますと、なかなか示されないのではないかなと思っていますので、県とも合わせて、JMもそうなんですけど、特に主食の米、あるいは加工とか非主食用の米、どうに扱うかというのは、当然農協も一緒に、流通については農協になってきますので、話をしなくてはいけませんので、そこらを含めて早急に話をしながら、出せる方向性はしっかり伝えていくということで進めたいと考えております。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

WCSのことについても、今後専用品種への転換というところも出てくると。そうなると種やら苗やら大丈夫なのかなという心配もありますし、大きくあるところでいうと、生産面積がこれまで産地交付金の目標で、生産面積に応じて支払われていたものが、今後は作付け面積よりも目標指数というようなものを基準に支払いが出ると。ある程度一定の目標指数を、想定の指数を下回ればもう出ないというような大きく変わる部分もありますので、これは非常に、先ほど前段の質問で言ったように、中山間地域においては不利な数字が出る可能性が非常にあるので、国に対して非常に、ちゃんと考えてくれということを大きい声で市長も含めて言っていただかなければ、これは本当に農業経営が行き詰まる可能性があるというふうに考えておりますので、お願いしたいと思います。

また振興品目ですね、転作に対する振興品目、ここ最近、近年あまり変わらない。引いて言えばですね、ブランド化あるいは戦略的な一品として育てるというような思考が見えないと。戦略的にこれを政策誘導して、生産の振興品目の中、あるいは高付加価値の産物というものを、この水活を利用して普及させるような試みが必要なのかなと思います。

農業振興計画の中には、シャインマスカットやブルーベリーとかフルーツ、トマト、ベビーリーフとかというものが高収益作物、花、食用花のパンジーとかナデシコなんかいいんじゃないかみたいなこと

が書いてあるんですが、これと水活のものが全くリンクしていないというのが一つ課題かなと思いますが、課題認識があるか、お伺いしたいと思います。

【桂藤議長】

答弁、農業振興課長。

【農業振興課長】

ご質問にお答えいたします。先ほど言われました品目につきましては、今後有利な、気候変動とかそういったものも含めて、より有利な作物を研究をしていく、取り組んでいくという方向性の話でございまして、現在過去からございます品目につきましては、JAと一緒に進めていかないと振興もなかなかできないだろうと。それから当然販売ルートもございます。生産区名もそれぞれございますので、今までの取り組みの継続性を持ってやってきたという部分でございます。

それはあくまで当然引き続いてやっていく部分になろうかと思いますが、今後新たな作物も含めて、有利な経営ができるようなところであればそこを取り入れていきたいという考えで、農業振興計画の方は計上しているということでございます。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

今年米を作るのはやめて何を作ろうかといったときに、やっぱり補助金がどれだけつくのかというのは皆さんやっぱり注目されるところであって、そういったものを目標に、さらにこれで市が新たな振興作物みたいなものを提案し、それは当然、先ほど課長答弁とあったように、農協と連携していなければいけないし、販売ルートも確保しなければいけない。ブランド力をつけてブランド化して全国に売って出るものにするのか、県内消費を一時にするのか、そういったものも含めてですね、戦略的に農協と、あるいは生産者、田んぼ余っても作るもん他何も考えてないんだけども、できるものはこういうものならできるのに、農市はなんでこれを援助してくれんかなというような考えがある人もいるかもしれないし、そういった声を吸い上げて、柔軟に振興作物に加え、これをもって売っていく。

庄原市がこれを今後は、今ほうれん草があったり、アスパラガスがあったりとか、大根があったり、ナスがあったりしますけれども、菊があったりと。東城については、菊についてもアスパラについても、だんだんこれはもう生産が少なくなっていく。その中でずっと生産品目が変わらない。何を次は作るのか、次の時代は何かと待ち望んでおる農業者もいるし、これを作って、作るのを一緒に考えたいなという農業者もいると思います。そういった声を聞く場面をしっかりと設けて、次の新しく庄原市のブランド力、比婆牛、次に変わるもの、高野のリンゴ、大根に変わるものを育てていく姿勢が大事かと思いますが、そういった姿勢が今後持てるように期待をして、次の質問に移ります。

4. 中山間地域等直接支払・多面的機能支払の活用

吉川遂也議員

中山間地域等直接支払いについては、経営者によらない不利性を有する農地も、市が必要と認める場合は集落協定の対象とできること、共同活動が困難な場合は個別協定も推進すること、既存の組織のままで多面的機能支払いもまとめて申請できる仕組みを導入することが示されました。併せて遡及返還は連座制ではなく当該農地のみであることを徹底するとされています。

両交付金は米価下落局面において農業者の手取りを直接に支える制度であり、未実施集落の掘り起こしは急務であると考えます。本市における取組面積及び未実施集落の状況はどうか。対象農用地の拡大や個別協定の活用を含め、制度の拡充を最大限に生かすべきと考えますが、市長の見解を伺います。

【桂藤議長】

答弁、市長。

【八谷市長】

ご質問にお答えいたします。本市においては、中山間地域等直接支払いを平成12年度から、多面的機能支払いは平成26年度から取り組んでおり、令和7年度における取組状況は、中山間地域等直接支払いが294協定4198ヘクタール、多面的機能支払いが195活動組織3810ヘクタールとなっております。

一方、未実施集落の状況につきましては、対象となる農用地の条件や集落内の事情などがあるため、一律に把握することは難しいものと考えております。

こうした中、令和9年度に向けた国の制度見直しでは、対象農用地の拡大や遡及返還の取扱いの徹底、個別協定の活用促進を検討されております。また、中山間地域等直接支払いの集落協定が既存の組織体制を維持したまま多面的機能支払いを申請できる仕組みも検討されております。

本市といたしましては、今後、国の制度見直しを重要な機会と捉え、未実施集落も含め周知を図るとともに、制度の活用についての相談や申請手続など、引き続き丁寧に対応してまいります。

【桂藤議長】

吉川遂也議員。

吉川遂也議員

本日伺った中で、米価下落の貴重に傾向にある中で、唯一と言っていいほど中山間地域の制度の改善というのが、今後の農業者の少しの光になるかなというふうに思いまして、中山間地域の問題をお入れさせていただきました。

これまでできなかった部分も中山間地域で取り組むことができるし、あるいは今までは早急的に放置されたりするときにはなったことで、遡及的に補助金の返還を求められるということが今後はなくなるということがあったりとか、農業者にとっては有利な変更点かなというふうに思いますので、これも非常に農業者にとってに周知の必要が十分あると思いますので、これも併せて来年度に向けてしっかりと周知をしていただいて、中山間地域、安定的な収入の補填になろうかと思いますので、そういった観点で農業者への周知をしっかりお願いしたいというところであります。

本日お伺いしました中で、かなり期限が切られたものがいろいろあります。例えば青色申告の、収入保険へ加入するための要件での期限を切らなければいけない問題であるとか、あるいは消費税の本則

課税にするか簡易課税にするかを判断する日付の期限。またもっと平たく言えば、来年何を作らないといけない、何を作ろうかというところを判断するための、この冬の間に苗やら種やら田んぼやら畑を準備しないといけないというところも含めて、来年度の計画が非常に立てやすくなるように、農協あるいは農済、非常に皆さんと連携をして、いろんな方面で各担当のところに相談があろうかと思います。

これを農業者の側に立って、国の税金のことなんで私は知りませんというようなことではなくて、農業者の来年度の作付けあるいは経営安定化に向けて、市一体となってですね、農業者に向けて十分なアドバイスができる、あるいは十分な情報提供ができる、しかも早期に情報提供ができる体制を整えていただきたいというふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

【桂藤議長】

以上で吉川遂也議員の質問を終わります。この場合お諮りします。

【(話者不明)】

ご参照ありがとうございました。

[音声終了]